

○飯塚市防災センター管理運営要綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第38号

改正 H19-25、H21-102、H30-333

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市防災センター規則(平成18年飯塚市規則第151号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、飯塚市防災センター(以下「防災センター」という。)の円滑な運営及び管理体制の充実を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(H30-333一改)

(開館時間及び休館日)

第2条 防災センターの開館時間及び休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

ア 市の休日(日曜日は第3日曜日のみとし、土曜日は第3日曜日の前日のみとする。)

イ 月曜日及び火曜日(市の休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(H19-25、H21-102、H30-333一改)

(利用の申請及び許可)

第3条 規則で定める事業を行うため、防災センターの施設を利用しようとするおおむね10人以上の団体の代表者は、あらかじめ防災センター利用申請書(様式第1号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請書は、原則として、利用期日の属する月の1箇月前から利用期日の7日前までの間に提出するものとする。

3 市長は、防災センターの利用を許可するときは、防災センター利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。なお、管理運営上必要があると認めるときは、許可に際し条件を付すことができる。

4 市長は、次に掲げる利用申請については、許可しないものとする。

(1) 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するための集会又は催物

(2) 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するための集会又は催物

(3) 営利を目的とする集会又は催物

(H30-333一改)

(利用許可の取消し)

第4条 市長は、管理上、業務上又は公益上支障があると認めるときは、前条の利用許可を取り消し、又は制限することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、防災センターからの退去を命ずることができるものとする。

(1) 職員又は管理人の指示に従わない者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が防災センターの管理運営上支障があると認められた者

(利用者の遵守事項)

第5条 防災センターの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定の政党及びその他の政治活動を支持し、又は反対するための集会又は催物をしないこと。

(2) 特定の宗教及びその他の宗教活動を支持し、又は反対するための集会又は催物をしないこと。

(3) 営利を目的とする集会又は催物をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(5) 防災センター内を不潔にしないこと。

(6) 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(7) 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(8) ゴミは各自で責任をもって持ち帰ること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、職員又は管理人の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第6条 利用者は、防災センターの施設若しくは設備の利用を終了したとき、又は第4条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、速やかに施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(破損及び滅失の届出)

第7条 利用者は、施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 利用者が、施設若しくは設備を破損し、若しくは滅失したとき、又は利用許可期限が満了しても利用を終わらず、若しくは許可を受けて設置した特別な設備を撤去しないで市に損害を与えたときは、利用者は、その損害を賠償しなければ

ならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(利用後の点検)

第9条 利用者は、許可を受けた施設又は設備の利用が終わったときは、職員又は管理人に届け出て、点検を受けなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めのない事項が生じた場合は、その都度、市長が決定する。

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年4月1日 告示第25号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月15日 告示第102号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市防災センター管理運営要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成30年11月13日 告示第333号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(H30-333一改)

年 月 日

(宛先)飯塚市長

申請者住所

団 体 名

代表者氏名

印

利用責任者

連絡先電話

防 災 セ ン タ ー 利 用 申 請 書					
飯塚市防災センター規則、及び飯塚市防災センター管理運営要綱を承諾の上、同要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。					
目 的				人 員	人
日 時	年	月	日 (曜)	時	分から
	年	月	日 (曜)	時	分まで
利 用 施 設 名					
地震体験施設		シアタールーム		コミュニティスペース	
会 議 室 A		会 議 室 B		各 種 訓 練 設 備	
※上記のうち、該当する施設に○を付ける。					
〔特記事項〕					

申請者

様

飯塚市長

印

防 災 セ ン タ ー 利 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった件については、飯塚市防災センター管理運営要綱第3条第3項の規定により、次の条件を付し許可する。

内 容	
日 時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで
<p>[条 件]</p> <p>1 管理上、業務上又は公益上支障があると認めるときは、利用許可を取り消し、又は制限します。なお、必要に応じて管理人が立ち入ることもありますのでご了承ください。</p> <p>2 飯塚市において、災害対策本部設置等の緊急時においては、利用を中止して頂くことがあります。</p> <p>[遵守事項]</p> <p>1 政治、宗教又は営利を目的とする集会、催物を行ってはならない。</p> <p>2 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用してはならない。</p> <p>3 防災センター内を不潔にしてはならない。</p> <p>4 騒音、放歌、暴力行為等他人に迷惑をかけてはならない。</p> <p>5 所定の場所以外に立ち入ってはならない。</p> <p>6 ゴミは各自で持ち帰ること。</p> <p>7 施設及び設備等を原状に回復すること。</p> <p>8 施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは直ちに届け出ること。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、職員又は管理人の指示に従うこと。</p> <p>※施設又は設備に損傷等を与えた場合は、損害賠償の責めを負っていただきますので、使用後は必ず職員又は管理人の点検を受けてください。</p>	